**処分手続きの概要**　**１**　**県有地の確認**

以下の「窓口」において、希望の県有地が処分可能か確認できます。

（平日午前9時から午後5時まで）  
**２　事前申出の方法等**  
　　窓口へ[**事前申出カード(Word)**](file:///Y:\01_鹿島地区G共有\05_保有土地\07_事前申出\miriyo\card.doc)**/**[**(PDF)**](file:///Y:\01_鹿島地区G共有\05_保有土地\07_事前申出\miriyo\card.pdf)を直接御提出ください。  
　　（郵送・ＦＡＸによる提出は御遠慮ください。）  
**３　処分方法等**  
　　**(1) 一般競争入札**  
　　 　事前申出のあった筆のうち、(2)に該当するもの以外は、原則として一般競  
　　争入札により処分いたします。  
　　　・特段の事情がない限り、事前申出数の多い順に測量等の現地調査を実施し  
　　　　ます。  
　　　・現地調査が完了し予定価格を設定したうえで、入札の公告を行います。  
　　　・事前申出をされた方以外が入札に参加することも可能です。  
　　**(2)　随意契約**  
　　　 事前に申出のあった筆のうち、以下に該当するものは、隣接地主に限定し  
　　 随意契約により処分いたします。  
　　　小規模未利用地･･･防風林等の地形狭長な土地、法地及び無道路地並びに概  
　　　　　　　　　　　 ね150㎡未満の不整形地  
　**４　注意事項**  
・今回の事前申出は、取得希望者の有無を把握することが目的であり、土地の  
　　 取得を確約するものではありません。また、申出の先着者が優先的に取得で  
　　 きるわけではありません。  
　 ・事前申出の段階では処分価格は確定しておりません。一般競争入札により処  
　　 分する場合、不動産鑑定評価額を参考に予定価格を設定いたします。  
　 ・県において処分することを決定した場合は、事前申出を行った方へ当職から  
　　 連絡いたします。別途、入札参加申込書等の提出が必要です。（随意契約の  
　　 場合は公有財産払下申請書）。  
　 ・事前申出受付後の現地調査の結果によっては、処分を保留することもありま  
　　 す。  
　 ・土地は現状による引渡しです。

|  |
| --- |
| **（窓口）** ○茨城県立地推進部立地整備課　鹿島グループ 　所在：水戸市笠原町978番6 行政棟15階北側　電話：029-301-2756  **（事前申出カードの受付並びに県有地処分可否の確認場所）** 　 ○鹿島都市開発株式会社　鹿島用地管理センター 　所在：神栖市大野原4-7-1　鹿島セントラルビル7階　電話：0299-92-3111 |